

レストランバスを活用した県産酒等魅力発信業務企画提案競技仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症により活動の制約を受け、魅力発信イベントでの県産酒のPRの機会が減少していることから、インフルエンサー等によるSNSなどを活用し、県産酒にまつわる魅力発信を行うため、県内を巡る酒蔵モニターツアーを複数コース実施し、「宮崎のお酒（本格焼酎、クラフトビール、県産ワイン）」や「宮崎の食材」を重要な観光資源と位置付け、全国に向けた食の魅力による観光誘客を図るとともに、県産品の販路拡大・販売促進につなげる。

2 業務の名称

レストランバスを活用した県産酒等魅力発信業務

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

4 具体的な委託内容

次の（1）から（7）を実施することにより、レストランバスを活用した県産酒及び県産食材の魅力を発信する。

（1）インフルエンサー等の選定

- ・ 県産酒や県産食材など本県の魅力を発信することが目的であることを踏まえて、発信力の高いインフルエンサー等（ブロガーや雑誌編集者、みやざき大使等）を選定し、県産酒をはじめとする食の魅力を発信をすること。
- ・ 発信力の高いインフルエンサー等の人数は、1コースあたり5名以上とすること。

（2）レストランバスの活用

- ・ 食の魅力発信を最大化するため、インフルエンサー等に酒蔵モニターツアーを実施する際は、レストランバス（キッチン付き2階バス）を活用した料理と県産酒とのペアリングなどを提供しながら酒蔵や観光スポットを巡ること。

（3）モニターツアーのコース設定

- ・ 県産酒の魅力発信のため、本格焼酎を2コース以上、クラフトビール及び県産ワインについては各1コース以上を設定すること。
- ・ コースの設定については、受託者の提案を基本とするが、可能な限り県内全域を対象とするように設定し、対象地域が偏在しないように留意の上、県と協議し決

定すること。

- ・ 各コースにおいて酒蔵を巡回し、県産酒および酒蔵の魅力を伝える工夫を凝らすとともに、県内観光スポットなどを組み込みながら、インフルエンサー等が本県の魅力を発信しやすくする工夫をすること。
- ・ 巡回できる酒蔵の数は限りがあるが、多くの酒蔵をPRできる方法を提案すること。
- ・ 各モニターツアーの開催時期については、酒蔵の仕込みや新酒の解禁など魅力発信効果の高い時期を基本とするが、県と協議し決定すること。

(4) 料理人の選定と料理メニューの開発

- ・ モニターツアーの実施に際し、各コースで本県食材の魅力発信に適した料理人を選定するとともに、旬の県産食材等を使った料理メニューを開発すること。

(5) モニターツアー全体の企画・運営・管理業務

- ・ インフルエンサー等の全行程のアテンド（宿泊、食事、交通手段の手配等）、関係者との調整、様々な媒体を活用した広告宣伝（WEB、SNS、雑誌等）などを実施すること。
- ・ 広く魅力発信を行うため、テレビ番組とのタイアップや、YouTube 等でのライブ配信等も検討すること。
- ・ モニターツアーの実施に当たっては、「日本のひなた宮崎県」のプロモーション活動と連動し、当プロモーションのイメージ浸透に繋がる展開を図ること。

(6) アンケート調査の実施、集計・分析業務

- ・ インフルエンサー等に対し、アンケート調査を実施すること。
- ・ 各インフルエンサー等が発信した内容について、閲覧数や世代、性別、地域などの属性や情報発信効果を分析すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、モニターツアーの開催にあたっては、3密回避を徹底するとともに、参加者の事前検温や当日検温、手指の消毒などの各種感染防止対策を徹底すること。

5 留意事項

- (1) 各委託内容が連動性、繋がりを持った形に工夫すること。
- (2) 各委託内容の実施において、費用対効果、法令や環境、安全に配慮した提案に努めること。
- (3) 県との連携を十分に図ること。

6 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

7 成果品等の提出

委託締結時に、業務委託契約書に定めるレストランバスを活用した県産酒等魅力発信業務委託仕様書に基づき、令和5年3月31日（金）までに成果品等の必要書類を提出すること。

8 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

9 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。
- (3) 受託者は、2「具体的な委託内容」に関する業務計画書を作成し、県と協議の上実施することとし、県の指示により必要な書類等を提出すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、計画に変更が生じた場合又は本仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。